

# 福井市中央卸売市場ロゴマークの使用に関する要領

福井市中央卸売市場（以下「市場」という。）が制作した「市場活性化のためのロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）に関する使用について、次のとおり定める。

## 第1条 目的

市場について、多くの人々が関心と親しみを持ち、身近な市場として認識し、それを利用してもらうことを目的とする。福井市が制作したロゴマークの適正使用のため、この使用基準を定めるものとする。

## 第2条 図柄等

- 1 ロゴマークは別に定める仕様マニュアルのとおりとする。
- 2 ロゴマークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。

## 第3条 著作権及び使用权

- 1 ロゴマークの著作権は、福井市に帰属する。
- 2 ロゴマークは無断で複製、使用及び印刷することはできない。
- 3 ロゴマークの使用を許可された者（以下「使用权者」という。）は、他人にロゴマークの使用権を譲渡することはできない。
- 4 ロゴマークと誤認される類似ロゴマークを使用してはならない。

## 第4条 使用权者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する一切の責任は、ロゴマークの使用权者によるものとする。

## 第5条 ロゴマークの使用条件

- 1 ロゴマークは商品に使用することができる。
- 2 ロゴマークは市場の宣伝のために制作される広告、パンフレット、ポスター、チラシ、のぼり、陳列（販売）台等の各種媒体に使用することができる。

## 第6条 ロゴマークの使用料

ロゴマークは市場を多くの人々にPRするためのものであるため、その使用料は無料とする。

## 第7条 ロゴマークの表示方法

- 1 ロゴマークはシールに印刷し、貼付表示することができる。
- 2 ロゴマークは直接、使用資材に印刷表示することができる。

## 第8条 使用申込及び許可

- 1 ロゴマークの使用を希望する者は、別紙様式1により福井市長あて使用の申

込をしなければならない。

- 2 福井市長は、この要領に適合すると認めたときは別紙様式2により使用に関する許可を行い、ロゴマークのデータを貸与する。
- 3 ロゴマークの使用期間中において、福井市長は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。

#### 第9条 ロゴマークの適正使用

- 1 ロゴマークの使用権者がこの要領を遵守せずに、不正使用した場合には、次の措置を順次講ずることとする。
  - (1) 指導
  - (2) 使用の取り消し
- 2 ロゴマークの使用権者は不正な使用に関する情報があれば速やかに福井市に報告するものとする。
- 3 福井市長は適正な使用を確認するため、必要に応じて使用権者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができ、この場合、使用権者は適切に対応しなければならない。
- 4 ロゴマークの無断使用においても前項すべてを適用する。

#### 第10条 ロゴマークの使用期間

使用申込書の内容に記載した使用期間とする。

なお、引き続き使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成19年10月13日から適用する。

様式第1号

## ロゴマーク使用申請書

福井市長 様

申請書 氏 名 ※  
(法人の場合は名称及び代表者氏名)  
住 所  
電話番号

下記のとおりロゴマークを使用したいので、申請いたします。

なお、使用に際して「福井市中央卸売市場ロゴマークの使用に関する要領」を遵守し、適正に取り扱いを行います。

### 1 使用目的

--

### 2 媒体別使用内容

使用媒体	使用方法	使用期間
商品		
包装資材		
広告		
パンフレット		
ポスター		
チラシ		
のぼり		
陳列（販売）台		
その他		

### 3 申込責任者の連絡先

住所	〒 —		
所属・部署名			
職名・氏名			
電話		FAX	
E-mail			

\*別添ロゴマークを使用した時の図案を提出すること。若しくは後日商品等の写真を提出すること。

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第2号

中市第  
年 月 日 号

様

福井市長



**福井市中央卸売市場のロゴマークの使用について（許可）**

年 月 日付で申込書の提出のありました福井市中央卸売市場のロゴマークの使用について受理いたしましたので、福井市中央卸売市場のロゴマークの使用を許可いたします。また、使用にあたっては「福井市中央卸売市場ロゴマークの使用に関する要領」の各規定に基づき、適切に使用願います。